

## 報告第3号

### 清須市選挙管理委員会委員の補欠について

清須市選挙管理委員会委員小澤顕彦氏から令和5年5月31日をもって委員を退職したい旨の願いがあり、地方自治法第185条第2項の規定によりこれを承認し、また、委員に欠員が生じるため、同法第182条第3項の規定により令和5年6月1日付けで第1順位であった石黒幸子補充員を委員に補欠した。

## 【参 考】

### ●地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)

(委員及び補充員の選挙)

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなったときも、また、同様とする。

3 委員中に欠員があるときは、選挙管理委員会の委員長は、補充員の中からこれを補欠する。その順序は、選挙の時が異なるときは選挙の前後により、選挙の時間が同時であるときは得票数により、得票数が同じであるときはくじにより、これを定める。

4 法律の定めるところにより行なわれる選挙、投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は、委員又は補充員となることができない。

5 委員又は補充員は、それぞれその中の2人が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなってはならない。

6 第1項又は第2項の規定による選挙において、同一の政党その他の政治団体に属する者が前項の制限を超えて選挙された場合及び第3項の規定により委員の補欠を行えば同一の政党その他の政治団体に属する委員の数が前項の制限を超える場合等に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

7 委員は、地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。

8 委員又は補充員の選挙を行うべき事由が生じたときは、選挙管理委員会の委員長は、直ちにその旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。

(退職)

第185条 選挙管理委員会の委員長が退職しようとするときは、当該選挙管理委員会の承認を得なければならない。

2 委員が退職しようとするときは、委員長の承認を得なければならない。

●清須市選挙管理委員会規程（平成17年7月7日選挙管理委員会告示第1号）

（委員の補欠の通知）

第8条 委員長は、法第182条第3項の規定により委員を補欠したときは、直ちにその旨並びにそれにより委員となった者の住所及び氏名をその他の委員及び清須市議会に通知しなければならない。